シニア世代のみなさんへの情報コーナー

知ってみよう　やってみよう　つなげてみよう
～ Yes we can!! ～

今月は“知ってみよう”「成年後見制度」

成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下し、重要なことをひとりで決めることに不安がある方のために、「成年後見人・保佐人・補助人」と呼ばれる方が、本人に代わり支援する制度です。

どんなことをしてくれるの？

身上保護　福祉サービス利用の手続きや契約の手伝いなど　　**財産管理**　通帳や不動産の管理など

こんな心配ごとがありませんか？

- お金の管理ができず、通帳や印鑑などを失くしてしまう。
- 悪質な業者に騙されそうになった。
- 支援してくれる人がおらず、自分で判断して書類作成や手続きができない。
- 今は自分で判断できるけれど、将来、自分で判断することができなくなったらどうしたらいいだろう。

成年後見制度を利用すると解決できるかもしれません！

成年後見人等が選ばれると

～ご本人のお気持ちを確認しながら、権利を守るために、家庭裁判所の管理のもとで正しく法的な支援をします～

- ご本人の代わりに銀行などで手続きが可能。サービス利用や入院などの契約が可能。
- 悪質な業者にだまされて契約してしまっても、契約の取り消しが可能。
- 自分で判断できるうちに、信頼できる人を選び、将来の“もしも”に備えることができます。

成年後見制度の種類

【法定後見】

ご本人の**判断能力が低下した後**、家庭裁判所に申し立てを行い成年後見人等が選ばれる制度です。

判断能力低下の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3類型に分けられており、支援できる範囲に違いがあります。

【任意後見】

ご本人の**判断能力が低下する前**に、判断能力が不十分になったときに備えて「支援してもらいたいこと」と「支援してほしい人」をあらかじめ決めて、契約(任意後見契約)を結ぶ制度です。

手続きや費用については、最寄りの公証役場にお問い合わせください。

成年後見制度のこと、認知症のこと、その他福祉サービスや制度のこと、何でもご相談ください！

「成年後見制度なんでも相談会」を毎月開催しています。ぜひご利用ください。

■問い合わせ先

成年後見制度に関する総合的な相談
- 市成年後見サポートセンター（社会福祉協議会）　☎(43)1236

障がい者に関すること
- 障がい児者相談支援センター　☎(37)9970
- 社会福祉課　☎(32)8900

高齢者に関すること
- 地域包括支援センターいしばし　☎(51)0633
- 地域包括支援センターこくぶんじ　☎(43)1229
- 地域包括支援センターみなみかわち　☎(48)1177
- 高齢福祉課　☎(32)8904